

インフルエンザ出席停止期間について

一昨年からインフルエンザの出席停止期間が改正されました。

改正前	… 「解熱後2日経過するまで」
改正後	… 「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日を経過するまで」

出席停止期間

※「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低、「発症した後5日を経過するまで」出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。(発症後4日以降に解熱した場合【例】4・5は出席停止の期間が延期されていきます。)

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症した後5日を経過した後		
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延長されていきます。 ⇒

《インフルエンザの対応》

- ① インフルエンザと診断されたら、学校に連絡してください。
- ② インフルエンザの出席停止期間は、「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」です。(最低でも発症した後、5日は出席停止期間となります。)
- ③ 登校する時には、お薬説明書又はお薬手帳のコピーを保健室へ提出してください。
空白欄に、年・組・番・氏名とインフルエンザで療養していた期間を記載してください。

記入例：○年○組○番 氏名 ○○○○
出席停止期間……平成28年 ○月 ○日 ~ ○月 ○日まで